

生活の困りごとをいっしょに考えます 1人で悩まずに、まずはご相談ください

たとえば、こんなことで困っていませんか？



お金のこと

- 家計の状況で悩んでいる
- 家賃や電気やガスなどの公共料金を滞納している
- 一時的に生活に必要な資金を借りたい
- 借金の返済が大変だ

など



健康のこと

- ところの病気で働けなくなった
- 重い病気になってしまった
- 入院費用の支払いなど将来が不安だ

など



仕事のこと

- 理由もなく解雇された
- 働く意欲はあるけれど、自信がない
- 仕事が続かない
- 就職活動は何から始めればよいかわからない

など



生活のこと

- ひきこもりがちの家族のことで相談したい
- 社会参加したいが、どうすればよいかわからない
- 周囲に頼る人がいない

など



まずは、生活支援窓口へ

● 相談支援員があなたの悩みに寄り添って、どうしたらよいか一緒に考えていきます。複雑・深刻化する前に来所またはお電話で、お気軽にご相談ください。（来所が難しい場合はまずお電話ください。必要に応じて相談支援員が訪問いたします。）

● 生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。ためらわずにご相談ください。



甲賀市役所 生活支援課

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話 0748-69-2158

FAX 0748-63-4085

E-Mail koka10253025@city.koka.lg.jp

みなさんの自立した暮らしをサポートします

相談支援の流れ

① 生活上の問題・悩みを確認・整理します

生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。現在の状況と課題を一緒に整理します。



② 一緒に解決策（プラン）を考えます

あなたの意見を尊重しながら、具体的な目標や問題の解決に向けたプランを一緒に考えます。



③ 解決に向けた支援を行います

必要な情報の提供、必要なサービスや支援機関を紹介します。支援プランに基づいて、支援します。また、必要に応じ、生活困窮者向けの支援メニューもご利用いただけます。



解決に向けた支援メニュー



住居確保給付金の支給

離職などで住居を失った方、失うおそれのある方に就職に向けた活動を条件に期限つきで家賃相当額を支給します（収入等要件があります）。

家計改善支援事業

家計状況と課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、家計の改善を支援します。

子どもの学習支援

学習の支援をはじめ、生活習慣を身につけることや居場所づくりなど必要な支援を行います。

一時生活支援事業

住まいを持たない方に一定期間宿泊場所を提供します。（収入等要件があります）

就労準備支援事業

「社会とのかかわりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が難しい方に一般就労に向けた支援や就労体験等の提供を行います。

④ 継続した支援を行います

定期的に状況を確認し、必要な支援を継続します。困りごとが解決した後も安定した生活を維持できるようサポートします。

